

平成 26 年度第 2 回東久留米市子ども・子育て会議
会議録（全文筆記）

開催日時

平成 26 年 5 月 23 日（金） 午後 7 時 15 分～9 時 00 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委員 武田和也委員 立川都委員 水沼絵里子委員 長谷川早苗委員
新倉南委員 菅原良次委員 浜名紹代委員 柘植宏実委員
斎藤利之委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長
子育て支援課長
保育課長
子ども家庭部主幹

欠席者の氏名

白石京子委員 井尻郁夫委員 谷津洋子委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討及び決定について
- 3 運用基準等の内容説明について
- 4 今後のスケジュール（案）について
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

・会長

皆さん、こんばんは。大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから 26 年度第 2 回東久留米市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

事前に欠席者がおりますので申し上げておきたいと思います。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員がご都合により欠席というご連絡が入っております。半数以上が参加しておりますので、これから会議を始めたいと思います。

最初に事務局から今日の議事等についてのご説明をお願いします。

・事務局

それでは、私から本会議での議題内容等につきましてご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため、会議の内容を録音させていただいておりますので、ご承知おきをお願いいたします。本日の議題につきましては、配付させていただきました次第のとおりです。まず、2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」、3「運用基準等の内容説明について」、4「今後のスケジュール（案）について」、5「その他」でございます。

また、東久留米市子ども・子育て支援ニーズ調査報告書ができあがりしましたので、黄色い冊子ですが、本日机上配付させていただいております。よろしくをお願いいたします。

・会長

それでは、これから会議の本論に入りたいと思います。事務局に確認いたしますが、傍聴の希望者はございますか。あるようですので、希望者の入場をお願いします。

〈傍聴人入場〉

傍聴者が着席されたようですので、これから会議に入ります。配付された資料についてのご確認をしたいと思います。

・事務局

まず、事前に配付した資料についてご確認をさせていただきます。机上に配付した資料にも同封させていただいておりますが、事前の資料が2点ございます。1つ目は資料42「子ども・子育て支援事業『量の見込み』の補正について（平成27年度分）」でございます。2つ目は資料43「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』（案）【資料36修正版】」でございます。続きまして、当日配布資料をご確認させていただきます。当日配布資料は3点となります。お手元の資料の確認をお願いします。1つ目が資料44「『量の見込み』（案）各年度推移」でございます。2つ目が資料45「子ども・子育て支援新制度において、市で定める基準（案）について」でございます。最後に3つ目となります資料46「子ども・子育て支援新制度実施までのスケジュール（案）【平成26年5月23日時点】」についてでございます。資料の確認等については以上でございます。

・会長

事務局から資料についてのご説明がありましたが、何かご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

なければ、議事次第2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」に移りたいと思います。前回の会議において事務局より補正前の「量の見込み」及び補正の考え方についての説明があり、会議で了承されました。また、次回の会議では事務局より補正の数値をお示しいただけるということで、前回の会議が終了しております。事務局より説明をお願いいたします。

2 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討及び決定について ・事務局

まず、次第2「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」ご説明させていただきます。資料42、43、44を用いてご説明をさせていただきますと思います。

まず、資料42をご覧くださいませでしょうか。「子ども・子育て支援事業『量の見込み』の補正について（平成27年度分）」という資料がございます。こちらの資料は列にA～Hまで、行にア～ソまで記載させていただいていますが、座標として使わせていただくことがございますので、よろしくお願いいたします。

資料42の表は、ニーズ調査結果を基に算出する各事業の「平成25年度の利用実績（平成26年4月時点）」と、「補正前平成27年度の『量の見込み』、『量の見込み』の補正の考え方」。ここまでは前回の会議でもお示しさせていただいたところかと思えます。そしてG列といたしまして、「補正後の平成27年度の『量の見込み』、参考にHとして『提供可能量』もしくは『定員』（平成26年4月時点）」を記載させていただいております。

初めに、F列イ行をご覧ください。「(ア) 利用実態とのかい離が見られるため、利用実態の数値との整合性を考える」とございます。こちらにつきましては、行で言いますとイ、ウ、エ、キのD列が平成25年度の利用実績ですが、例えば1,693という数値があるかと思えます。その下に1,159、それからD列キ行の17、この3つが1号認定と2号認定の人数を表記させていただいたものですが、この3つの数字を足しますと2,869という数字が出ます。このことによりまして、平成25年度の利用実績の1号認定と2号認定につきましては、2,869の利用実績であったということになります。

右隣のE列をご覧くださいませなのですが、E列のイ、ウ、エの1,345と265と1,052は1号認定と2号認定の補正前の平成27年度の「量の見込み」となります。この2つの数字を足し上げた2,869と2,662を比較いたしますと差が207ございます。利用実績のほうがニーズ調査の結果の補正前の数値よりも207多いという結果が出ております。このことにつきまして、F列の一番上を見ていただきたいのですが、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」というところに、「基本的に1号認定と2号認定の量の見込みは、同利用実績以上と考えられる」という記載がございます。

東久留米のニーズ調査の結果と利用実績を比較いたしますと、利用実績のほうが207上回っているということですので、この「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」によりまして、考えられる状態より利用実績のほうが上回っているというのがございましたので、結果としてそのF列の続きですが、1号認定（3～5歳学校教育のみ）が80名、ここが実績とのかい離、具体的にはD列イ行の1,693からE列イ行の1,345とE列ウ行の265を引くと83という数字が出ます。この83の1の位を四捨五入して大体80名、これが実績とのかい離分ということで考えられます。これによりまして、E列イ行の1,345にこの80を加算いたしまして、補正後の「量の見込み」としてG列イ行の1,425という数値が出てまいります。そのG列の1つ下の265というのは、補正前の「量の見込み」をそのまま移

行いたしました。

次に、今度は2号認定の保育の必要性ありのところでは、具体的には、2号認定（3～5歳保育の必要性あり）に150名、これは認定こども園の利用実績が大体150名ほどだったので、こちらを加算するという考え方です。具体的にはD列エ行の1,159という数字がございますが、この利用実績よりもその右のE列エ行の1,052のほうが下回っておりますので、こちらに150名を足します。そうしますと、G列エ行の1,202という補正後の数字が出てまいります。これによりまして、当初、前回の会議でご説明させていただいた「量の見込み」の補正の考え方、それは国の算定手引きに拠るところでございますが、これに当てはめまして補正前の「量の見込み」の1号認定と2号認定の数字に必要な数と思われる数字を足し上げてG列イ、ウ、エの1,425、265、1,202というものを補正後の数字として提示させていただきました。

続きまして、3号認定です。具体的にはF列オ行をご覧ください。「(イ)0歳児の『量の見込み』から『育休明けの利用意向の児童数』(「育休明けの利用意向率」×「3号認定の対象の家族類計児童数」)を引くことができる」という国の算定手引きにおける留意事項に拠るところの補正の考え方を踏まえまして、具体的に補正後の数値を提示させていただきました。具体的にはD列オ行の727、同じくD列カ行の36、D列ク行の95を足し上げたものと、E列カ行の1,174を比較いたしまして、補正前の「量の見込み」のほうが300名ほど上回っているような形になります。先ほどとは逆にニーズ量のほうが300名ほど上回っているという形がありますので、先ほどご説明いたしましたF列オ行の補正の考え方を適用しまして、最終的に補正後の数字としましてG列カ行の998という数字を算出いたしました。今までのご説明で、いわゆる教育・保育事業にかかわる補正後の平成27年度の「量の見込み」の数字のご説明とさせていただきたいと思っております。

続きまして、資料42の下の方の表の話です。これらについては、「地域子ども・子育て支援事業」ということで全部で7つの事業が記載されております。こちらにつきまして上から順にご説明いたします。まずC列ケ行「時間外保育事業」というところです。E列ケ行に1,018という「量の見込み」が出てまいります。これにつきましては前回もお話しさせていただきましたが、そんなに数値にかい離がないと考えられるため、補正しないでそのままを「量の見込み」として確定させていただきたいと考えております。

続きまして、C列コ行「放課後児童健全育成事業」、コ行はいわゆる学童保育所の「量の見込み」の行です。こちらにつきましては、F列をご覧くださいなのですが、「利用実態とのかい離が見られるため、利用実態との数値との整合性を考える」それから「放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望が週1～2回程度であれば、各自治体の実情に応じて、当該者の割合を『量の見込み』から控除することができる」、これは国の算定手引きに拠るものですが、こちらの考え方について前回の会議でご了承いただきましたが、現在、精査中ということでG列に記載させていただいております。理由としましては、学童保育所につきましては、東久留米においてこの事業については「量の見込み」を小学校地区ごとで算出することになっております。これにより精査する数

字がかなり数が多いということ。それから、各市の「量の見込み」の補正方法にかかわる情報が近々いただけるようですので、その情報を収集していきたいと思っております。

また、国の自治体向けの説明会等で、自治体からの質問と回答があるのですが、その中にこの学童にかかわる回答がございますので、もう少しお時間をいただきながら、事務局のほうで精査をし、今後この子ども・子育て会議において補正後の数値を提示させていただきたいと思っております。

続きまして、その下のサ行です。「子育て短期支援事業（ショートステイ）」というところです。こちらにつきましても前回の会議でご説明させていただいたとおり、この数値についてはそのままニーズ調査の結果を尊重して、補正後の「量の見込み」とさせていただきたいと考えております。

続きまして、その下のシ行「地域子育て支援拠点事業」につきましても、前回のご説明のとおり、ニーズ調査の結果の「量の見込み」をそのまま尊重しまして、「量の見込み」として確定させていただきたいと思っております。

次にその下のス行「一時預かり事業」です。こちらにつきましても、前回補正の考え方というところで、実態とのかい離が著しいため2号認定の利用意向率を固定値100%からニーズ調査結果から算出された利用意向率に変更し、「量の見込み」を算出する。または、「預かり保育以外の一時預かりの『量の見込み』を算出する場合、集計対象を0～5歳児から0～2歳児とすることが出来る」という国の算定手引きの留意事項によるもので補正を考えていきたいということでご説明させていただいたところですが、精査中ということでG列に表記させていただいております。こちらにつきましても、各市の状況をもうちょっと情報を集めたいと思います。というのは、各市もこちらにつきましても、同様のトレンドがあるという情報がありますので、今後どのような補正等を行っているかを踏まえながら、検討させていただき、次回の会議以降補正後の「量の見込み」についてご提示をさせていただきたいと思っております。

続きまして、その下のセ行「病児保育事業」です。こちらにつきましても、E列の5,536という数字をご覧いただきたいのですが、前回の会議でもご説明させていただきましたが、F列「病児・病後児保育事業の実態調査結果を基に「量の見込み」を算出することが出来る」という国の算定手引きの留意事項に拠りまして算出しましたところ、G列882という数字が出ました。こちらのほうで国の算定手引きによる補正を行ったところでございます。

最後になりますが、ソ行「子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）」というところでございます。E列をご覧いただきたいのですが4,947という数値が出ております。D列「利用実績」の3,644と比較しまして、前回は補正の考え方ということで、利用実態とのかい離が見られるため、利用実態との整合性を考えるところまでご説明させていただきましたが、今回G列をご覧いただきたいのですが、4,947ということで、補正前と同じ数字が来ております。これにつきましては、かい離はあるものの、ニーズ調査の結果を踏まえて、尊重しながら、市民の周知等を含め努力しながらニーズ調査の結果の数字を補正後の「量の見込み」とさせていただきたいと考えております。

資料 42 の「量の見込み」の補正についてまとめますと、今回審査中とさせていただきます「放課後児童健全育成事業」と「一時預かり事業」以外の事業につきましては、ニーズ調査の結果より算出しました平成 27 年度の「量の見込み」を国の算定手引きにある補正の考え方に基きまして、補正後の「量の見込み」として提示させていただいたということになります。

また、ここで再確認させていただきますが、昨年度の第 1 回会議等で説明させていただいておりました新制度における地域子育て支援事業は、全部で 13 事業あるということでご説明させていただいたかと思えます。一方、従来からニーズ調査による算出する「量の見込み」の対象事業としてご審議いただいておりますのは、資料 42 の下の表にございますとおり、7 つの事業についてでございます。残りの 6 つの事業につきましては、例えば利用者支援という新規事業、それから妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、実費徴収調整にかかる不足給付を行う事業、これは新規になります。あとは、多様な主体が本制度に参入することを促進する事業、これも新規になります。残りの 6 つの事業につきましては、ニーズ調査を基に算出する事業としては想定されておりませんので、今後現行の利用数、推計児童数、また新規の事業につきましては、国からの情報を注視しながら事業計画案のご審議の経過の中で事務局から随時お示しさせていただきたいと考えています。

資料 42 の H 列をご覧いただきたいのですが、前回も別の列で表記はさせていただいておりましたが、H につきましては、現在平成 26 年 4 月時点におきまして各事業における提供可能量もしくは定員ということになります。基本的には、実際に受け入れ可能な人数ということで考えていただければよろしいかと思っております。今後はこの H 列の定員等を踏まえまして、補正後の「量の見込み」と照らし合わせながら、確保方策を検討していくという流れになっていきます。資料 42 については以上でございます。

次に資料 43 をご覧いただきたいと思えます。先ほどの資料 42 については、ご説明の観点から平成 27 年度分を例にとりましてご説明させていただきました。資料 43 につきましては、平成 28 年度から平成 31 年度までにつきましては、先ほどの「量の見込み」の補正の考え方や補正後の数値の算出の仕方と同様のやり方で 5 年分の「量の見込み」について一覧表にまとめたものでございます。こちらにつきましては、前回、前々回とお示した資料とレイアウトが変わっておりませんので、一覧表ということでご提示させていただきました。

最後に、資料 44 「『量の見込み』（案）各年度推移」です。こちらにつきましては、資料 43 のうち、精査中となっていない「量の見込み」を提示させていただきました事業について、それぞれ折れ線グラフで見やすいように各年度推移をまとめたものでございます。

以上で、私のほうから次第 2 「子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の検討及び決定について」ご説明とさせていただきます。

・会長

事務局より、「子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の検討及び決定について」の説明と提案がありましたが、何かご質問がございますでしょうか。

・委員

資料 42 のH列の幼稚園関係の『提供可能量』もしくは『定員』となっていますが、この定員はそれぞれの幼稚園が持つ認可定員を単純に足したものであるということなのでしょうか。

・事務局

認可定員というものと、もう一つ利用可能定員というような、実際の受け入れ可能な定員があるかと思えます。認可定員ではないです。

・委員

認可定員から出しているわけではない？

・事務局

いわゆる各幼稚園の……。

・委員

ここ5年ぐらいの人数的なものということなのですか。

・事務局

こちらにつきましては、一度3月から4月にかけて市内の各幼稚園さんのほうに事務局のほうから教えてくださいということをお願いしまして……。

・委員

ここは幼稚園によっては、東京都から受けた認可定員を出さずに、現状に近いような人数を出したところが。

・事務局

ご依頼させていただいた内容としましては、認可定員と利用可能人数と両方出しているというので、利用定員をこちらのほうに記載させていただいています。

・事務局

ちょっと補足いたしますと、この制度において、いずれ今後各事業者さんのほうに、この新制度に参画するときの受入数を確定する行為があるのです。そのときに、認可定員ではやらないということが示されていますので。

・委員

もちろん、それはわかっていますが、その3月に出した数字というのは各幼稚園によつては、これから出される公定価格やいろいろなことによつていますので、この2,120という数字ははっきりした数字ではなく、そう深く考えずに、年度末にさらっとたった1週間もないぐらいの期間で出した数字であるということをきっちりやっておかないと。

・事務局

大丈夫です。私どもも当然それをわかったうえで、あくまでも4月時点の現状の数値として参考にこのH欄を作ったのです。先ほど事務局から説明があったように、G欄がございしますが、このG欄について今日これから皆さんにご意見をいただくわけです。これに対して、現状としてはこういう受け入れ数があるけれども、これはあくまでもこの時点だから、今、〇〇委員がおっしゃったように、これからそれぞれの事業者さんが、この制度における利用の実数を定めていくことになっていきますので、全くそのとおりです。この審議会としても、今委員がおっしゃったように、そういう共通理解を持っていただければ大丈夫だと思います。

・委員

皆さんに理解を持っていただいたほうがいいと思うんです。

・事務局

はい、いいですね。ですから今委員からあったように、このH欄の数値はあくまでも今のこの4月の時点の数字で、今後正式に確定行為をしましてまいりますので、そのようにご理解いただければと思います。

・委員

この中には、新制度の新しい施設型給付が入らない数値も入るものなんですか。

・事務局

これは今説明があったように、現状ではすべての事業者さんの数値を入れています。今後事業者単位でこの新制度に参画するかどうかのご判断があると思うんですね。ですから、その時点で最終的には確定行為をする数値が、いわゆる受け入れの数値として出てまいります。ですから、委員がおっしゃっているように、これから先の可能性として、もしかしたら参加されない事業者さんも出る可能性があるということです。

・委員

でも、数字は載せるんですよね。

・事務局

今事務局がおっしゃったとおり、H欄はあくまでも参考数値として取り扱っています。この後、供給計画を立てるにあたって、例えば幼稚園の事業者の方々にはどういった方向性に行くのか確認し、またその方向性でどれだけの利用定員を受け入れられるのかを確認したうえでの供給計画という形になります。今、〇〇委員が言われている、いわゆる確認を受けない幼稚園の数字はどうなるのかというのは、供給計画のほうに確認を受けない幼稚園として何人なのかという形で載せる形になります。

・会長

よろしいですか。ほかに何か、今までの説明についてのご質問、ご意見がございましたら。

・委員

地域子ども・子育て支援事業の4「時間外保育事業」というのは、要は保育園でやっている延長保育ですよ。東久留米市の場合は、11時間対象は夜の30分じゃないですか、この事業というのは。でも、東久留米市の場合は6時半までは通常の保育時間みたいな形で今やっていますよね。6時半から7時までの延長保育事業という形でやっていますよね。

・事務局

東久留米の公立保育園の話だと思いますが、今公立保育園で6時半までやっている園が3つあります。これについては6時から6時半は自主延長という取り扱いでやっています。7時までやっている園がやはり3園あります。こちらについては6時半までにお迎えに来られる方については、ほかの公立の、先ほど言われたように7時までやっていない園と同様の取り扱いで自主延長扱いにして、6時半を超えてお迎えに来られた方については、ちょっと複雑なのですが、6時から延長保育をしたものとみなして取り扱っています。

・武田委員

今のシステムはこのままの形で移行するという上での、こういった「量の見込み」を考えているのですか。

・事務局

時間外保育事業、今回の「量の見込み」と実績を比べるときは事務局側の考え方ですが、あくまでもこの時間外保育事業は料金が発生している方を実績として数えられているので、うちとしては料金が発生している方の数というご連絡をしています。

・委員

わかりました。もう一つ、「放課後児童健全育成事業」、学童保育ですが、ここで「量の見込み」でまだ数が出きり出ていませんが、先ほど資料 43 でも、27 年度～31 年度までのいろいろなデータもこれから作ると思いますが、たしか 2 年前ですか、これから施設利用料のあり方検討会ですか。それがあって、ここの中では確か延長保育、学童保育のそこの部分も今後検討していくということで話し合いがありましたので。

・事務局

施設利用料ですか。

・委員

学童保育のほうは今ある時間帯ではなくて、保育所で延長保育が始まるとなると、やはりそういうところで利用する方が変わってくると思うんですよ。今は、今やっている事業をもとにこういったいろいろな「量の見込み」も出されていますが、その辺で、今度は新しい制度に移っていく中で、これは今ある事業の中でやっていますけれども、学童保育の時間が延びるといえるのか、どういう言い方になるかわかりませんが、そういった部分は検討の余地は入っていないのですか。

・事務局

現時点では、今は実際 3 年生までの部分を今後 6 年生の年齢まで拡大していこうという形ですので、まずは希望する方がどれぐらいいるかという分の量を精査していくということで、実際は時間の問題も、前回、社会福祉審議会の保育議論の問題のときにも、障害を持ったお子さんの学年延長とか、保育時間の延長ということも課題になりましたが、今回についてはあくまでも「量の見込み」という形で、何時までということよりも、まず利用する方がどのぐらいいらっしゃるかを基本ベースにして、まず最初に精査していくという形になっております。

ただ、実施していくときには、やはり保育時間も、保育料といったものも最終的には課題として扱っていく形になると思います。

・委員

私は体調が悪くて前回も休んでいるのですが、学童保育のことが初めてこういうふうにはっきり出てきて、今回の新制度にあたっては法人格であれば参画できるとなると、ほかの区などでは、練馬区などは塾みたいなのが夜 10 時までやるような学童保育を展開し始めています。新制度が始まる前に、そういう夜 10 時まで、送迎付き、塾のお勉強付きという、そういう学童保育が今回のこの新制度の中に入ることはあり得るのですか。

・事務局

可能性ですが、今、ちょうど委員からおっしゃったように、東京傘下で23区26市町村という中で、今おっしゃったような実態もあります。これは新しい制度ということになったときに、いわゆる公とか民間とかを問わず、ニーズに合った供給といったところで、既に実績といいますか、それがあつた場合にはその自治体においてはその数字が既存の数字としてカウントされることになると思います。

それからあと、今おっしゃったように今後の可能性としてということですが、ただ私ども東久留米で言えば、特にそういった需要に対して、民間の供給云々というか、主体を特定した計画は作れませんので。当然そうですね。ですから、数値を今精査中ということもありますが、事業計画上では民間のそういった事業主体を特定した計画づくりは考えていません。

・委員

先ほどのお話ではありませんが、現状では6時までしか学童がないから預けないでやっている人も、そういう形で時間が延長になったり利便性が増すことで、以前に東久留米は学童は希望者と入れる人数がぴったりぐらいで何も心配がないというお話を伺った覚えがあるのですが、それはあくまでも現状のやり方、現状の時間でということを見ると、新制度に移行するときに、そういう保護者ニーズに対応した参入が制度的に可能なかどうか。「量の見込み」の中に入れるとかそういう問題ではなくて。

・事務局

つまり、おっしゃることは、この新制度ということではなくて……。

・委員

新制度でも、新制度でという、そういう意味で余計に。今までは、ひょっとしたらそういう株式会社みたいな、塾みたいところが参入するには、補助的なものを担って貰う。ちょっとそこら辺は詳しくないからわからないのですが、そういう余地がなかったのであまり参入してこなかったのだらうと思うのですが、新制度でどんな事業者が入ってもということでニーズを掘り起こしているという場合には、新しい制度のときはそういうものを受け入れるのか。

・事務局

理論的なお話をしますと、やはり需要があれば供給を考えなければいけないということがありますよね。今のお話からすると、理屈的な話からすれば、もし需要というものがあれば、その需要に対して市場の中で、仮に東久留米市にそういう需要があるのだったら、民間の事業者さんが、そこにこういった試みで出ようかなという話が出てくれば、それは可能性ということであればそういった可能性も出てくるわけですね。

・委員

以前よりも新制度のほうがそういう可能性が高くなる。

・事務局

以前というのは、新制度以前とすると、やはり民間のそういう学童保育所、事業者さんがここに進出してくるという状況がなかったものですからね。先ほども委員がおっしゃられたように、東久留米の学童の状況からすると、いわゆる供給と需要との関係で基本的にはほぼイコールの状態といたしますか、イコール以下の状態で推移していたものですから、その時点ではまったくそういう話はなかったわけですね。

・委員

じゃあ、制度の中にそういうニーズがあれば今後参入する……。

・事務局

ものの考え方として、やはりこの新制度の仕組みの大きな部分として、ニーズがあったときにそのニーズに対して供給というものを考える。そういう仕組みなわけですから、ですからそういったときに全体としてニーズというもののあり方によって、それに応える供給がどのようになるか。ただ、事業計画上では、今申し上げたように、そこが業者を特定して事業計画を作るわけではありませんので。

・委員

参入もなければそんなものはできない、と……。

・事務局

そういうことではありませんので、粗々で言えばあくまでも供給の数値と需要の数値の整合性を取っていく事業計画ですね。そこに結果として、可能性としてあとは市場の中で参入するということも可能性としてはあり得るということです。

・委員

もう一つ、一時預かり事業というのは、幼稚園だったら預かり保育という意味ですか。

・事務局

幼稚園の部分の内容に含まれます。

・事務局

一時預かり事業は幼稚園でやっていただいている預かり保育と、あと保育園でやっている一時保育があります。これが3つの欄に分かれていました。措置としては3～5歳で保育に欠けない子で幼稚園に通っている子が、何かしら、例えばお母さんが入院してしまったとか、たまたま用事があるとか……。

・委員

週に2～3回の仕事であれば、保育に欠けても預かり保育で働いています。

・事務局

それを使うのもひとつ数値として出すというのと、あとは……。

・委員

保育所でもやっていますよね。

・事務局

幼児期の学校教育の利用希望が強い、保育に欠けていても幼稚園に行きたい子という数字も出しています。その子たちは幼稚園に通っていれば必ず預かり保育を使うだろうということで、この数値を出した。あとはその他の一時保育を出すという、3通りで出すような形になっているんですね。

・委員

その他の一時保育というのは、保育所でやっている週に最高3日間。

・保育課

週に3日ですね。原則3日程度の保育園でやっているサービスとか、その他サービスで一時保育をやっているところを使われる数字を出しているという形です。先ほど事務局のほうからちょっとお話をさせていただきましたが、私どももこの一時預かり事業については、幼稚園でやっているもの、保育園でやっているもの等々いろいろある中で、今整理をしているところです。特に、保育に関しては待機児童が今いる中で、一時保育の利用のされ方と、待機児童が0になったときの一時保育はどういった形になるのかなというところも、ある程度シミュレーションしながら数字を出していく必要がある。今回、子ども・子育て支援事業は保育に関して言えば、平成29年度に待機児童を0にするという供給計画を立てます。そのときに、待機児童0ですから、じゃあ一時保育はどうなっているの。あるいは待機児童として一時保育を使っているご利用者がいらっしやいます。そういった方たちが多分保育園に入れることになって、その利用がなくなりますから、実際にはどうなっているのというところを今精査しているわけです。

・委員

待機児童の出し方について、やはり数にのっていない、保育の要件に欠ける人は非常に多いはずなので。

・事務局

実際に、例えばさっきも〇〇委員がおっしゃるとおり、待機児童というのはあくまでも保育園の待機児童ですから、例えば幼稚園において、コアタイムは幼稚園を使って、かつ保育園の一時保育を併用している方もいらっしやると思います。

・委員

相当数いらっしゃいます。

・事務局

そういった子たちは当然待機児童数には入っていません。その子が保育園を申請されていなければ、当然保育でも待機児童には入らないという現状はあります。

・委員

実際、勤務証明書とか何かをとれば十分に保育園に入れるような働き方を両親ともにしているお子さんを、かなり市内の幼稚園で預かっています。ほとんど夏休みなんかも休まずやっている現状で、それが可能になってきている。すると待機児童の数字自体がどこまで正しいのか。「保育に欠ける要件がある子ども」という形で考えていかないと、ただ待機児童と言われても。

・事務局

実際に今回の計画の中で、こちらの資料 43 になりますが、今〇〇委員がおっしゃったところは、平成 27 年度の欄でいけば、2号認定の「幼児期の学校教育の利用希望が強い」というところの 265 名という人数が出ていますが、こちらについてはいわゆる 3～5 歳の子の幼稚園プラス幼稚園の一時保育も使っていきたいという方のニーズなので、こちらのほうでは、いわゆる保育に欠けているけれども幼稚園を使いたい。幼稚園プラス一時預かり。幼稚園、一時保育。

・委員

長時間利用の子も混じっていれば、そこまでしなくても、という人もいます。

・事務局

この子達はあくまでも 2号認定なので保育に欠けている子なのです。

・委員

理解の仕方が違うと思います。

・事務局

ただ、保育に欠けている子のうち幼稚園を使いたいというのが 265 という意味。そこらはこちら「量の見込み」上は、そういったところに数え上げているという形になります。

・委員

この 1号認定の中の数字は、全く 4 時間の保育で継続、いいという認識なんですか、この 1,425 というのは。

・事務局

こちらについては、1号認定で数え上げているのは、世帯類型で、潜在的な世帯類型になるのですが、その中で下限時間なので……。前回、前々回にお出しした資料で記憶が定かではないのですが、保育に欠けるといのは標準時間48でやっていますので、48時間未満で幼稚園を使いたい子はここに数え上げた形になります。48時間が一つのラインとしてあって、そこで保育に欠けているか保育に欠けていないかという話があります。

・会長

よろしいですか。ですから、今日はまずニーズの量を確認して、それからそのニーズの中に含まれている量の中にどういう要望が出ているかということは、これから事業計画の実際が検討されていくという形です。今日はとにかく量を確認して、その中身についての分析で、どういうものを希望するかについてはこれからだということになると思いますが、いいですか。

それでは、事務局から今ご説明があったとおり、ニーズ調査の結果に対する「量の見込み」については、今回の会議で放課後児童健全育成事業と一時預かり事業以外について確定し、放課後児童育成事業と一時預かり事業については、これから「量の見込み」を含めて順次検討して決定していくということでよろしいですか。よろしいですね。では、それぞれご確認されたと思います。事務局はよろしいでしょうか。

3 運用基準等の内容説明について

・会長

では、議事次第、第3号議案「運用基準等の内容説明について」の内容説明をお願いしたいと思います。

・事務局

続きまして、次第3「運用基準等の内容説明について」の内容説明をさせていただきますと思います。資料45「子ども・子育て支援新制度において、市で定める基準(案)について」でございます。

今回こちらでご説明させていただきますのは、2つの基準についてです。1つが「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」です。この基準につきましては、子ども・子育て支援法により、市町村は条例で特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、それから特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つ）の運営に関する基準を定めることとされています。新制度におきましては、今後特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者が、市町村の確認を受けて給付を受けようとするときには、市の条例で定める運営に関する基準等を満たす必要が生じてきます。この根拠となるところを抜粋ということで載せさせていただきます。読み上げさせていただきます。

〈抜粋〉子ども・子育て支援法第34条第2項「特定教育・保育施設の設置者は、市

町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。）を提供しなければならない。次に、第34条第3項「市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については、内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする」。同じく第46条第1項と第46条第2項のほうで、特定地域型保育事業者についての根拠が記載されています。

2ページ目です。○の部分ですが、「市の条例において、内閣府令で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容」。これにつきましては見出しを抜粋させていただきましたが、これは概ね次のとおりであります。当市の実情に内閣府令で定める基準と異なる基準とする事情と地域性はないと考えることから、内閣府令の基準（いわゆる国基準）を用いて当市の基準としていきたいと考えております。なお資料の下線部分につきましては国基準に従い定める、または一部従い定める内容とさせていただきます。

続きまして、2ページ目の下、2「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」。こちらにつきましては、児童福祉法によりまして、市町村が条例で家庭的保育事業と、これは先ほどの地域事業と同じですが、家庭的保育事業、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業、4つの設備及び運営に関する基準を定めることとされました。これは、新たに市町村の認可事業として、事業類型が設けられたことによりまして、今後家庭的保育事業等を行う事業者が、市町村の認可を受けて事業を実施しようとするときは、市の条例で定める基準等を順守する必要があります。先ほどと同じように、抜粋で児童福祉法の根拠法令等記載させていただいています。

続きまして3ページ目の○です。こちらは「市の条例において、厚生労働省令で定める基準に従い若しくは参酌し定める内容（見出し抜粋）は概ね次のとおりである。当市の実情に厚生労働省令で定める基準と異なる基準とする事情、地域性はないと考えることから、厚生労働省令の基準（国基準）を用いて当市の基準」としていきたいと考えております。なお、下線部分は国基準に従い定める又は一部従い定める内容であります。

説明のほうはこの3ページの資料ですが、別添として実際に4月30日に公示された国の基準、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」と「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を添付させていただきました。

ちなみにこの補足ですが、4月30日に同じタイミングで放課後児童健全育成事業の基準も公示されましたが、先ほど「量の見込み」のところでご説明させていただいたとおり、これも「量の見込み」同様ちょっと精査にお時間を頂戴したいと考えています。私のほうからの説明は以上でございます。

・会長

よろしいですか。それではただいま運用基準の内容について説明がありましたが、何かご質問とご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

・委員

今、説明を受けて今後のところでまたいろいろ話し合っ。わからないですよ、これだけでは。

・会長

そうです。

・委員

この条例に関するものは9月議会で提案というふうに予定表ではなっていますね。

・事務局

前回の会議でもご説明させていただきましたが、この基準等につきましては9月議会での提案でいきたいと事務局のほうでは考えています。それを逆算していくと、後ほどご説明させていただきますが、パブリックコメント等も考えますと、このスケジュールになるような流れで考えております。

・委員

「運用基準等」となっているので、結局はこの条例の中に広域調整みたいな部分についても新制度を運用するにあたっての利用定義やいろいろなものが盛り込まれる形になるんですか。どんな感じなのですか。

・事務局

資料46「子ども・子育て支援新制度実施までのスケジュール（案）【平成26年5月23日時点】」をご覧になられてのご質問だと思います。まず、私は保育なので、保育の部門からすれば、なぜ9月議会で運用基準等を出すのかというのは、来年当初の申請に向けて大体11月ぐらいにしおりを申請し、審査を受けていく形になります。

・委員

保育園は間に合いますね。

・事務局

そんな中で、今回、運営基準等9月議会で条例として上程する予定なのは、まず今回お示しいただきまして、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」。2つ目の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」、3つ目に先ほどちょっとお話ししました学童に関する基準です。4つ目が保育に欠ける要件が今回増えましたので、これは支給認定に関する条例という形で国からは示されていますが、現在本市におきましては保育の実施に関する条例を持っていますので、そちらの条例改正に対応できないかと思っています。この4本については9月議会に条例を上程し、来年当初の申請に向けて準備していくという形で考えているところです。

幼稚園のところの入所に関しては、その辺もいろいろあると思います。事務局とし

でも今回、国のほうが省令がここまでずるずる遅れてしまった中で、幼稚園のほうで一部、幼稚園によって入所の申請の時期はかなり違うのですか。

・委員

いや、11月1日ではありますが、制度自体が始まることがはっきりしていない段階で、もう既に園児募集はいろいろな形で、正式ではないけれども始まっているような状況の中、9月下旬に市民周知とかいう形になってくると……。

・事務局

この間もちょっと皆さんとお会いしてということで、いわゆる幼稚園連合会の方々とかかなり密に情報共有しながらというお話を、前回お会いしたときにしましたが、いずれにしても情報提供の現状から、国のほうでは27年度4月に新制度スタートと言っていますので、そこに向かっての、例えば私どもと今度は幼稚園連合の方々の事務スケジュールとかを別途いろいろ整理をしなければいけないということがあります。

・委員

このスケジュール表からいくと、やはり無理だと思います。前倒しにはならないということですよ、後ろには延びても。

・事務局

前倒しというか、今私が申し上げたように、幼稚園の方々と国の情報を持ちながら事業スケジュールの突合と言いますか、いろいろ整理をしていきたいと思っているわけです。最終的に、仮に各園の皆さんの足並みが揃って一緒にスタートしていくのかといえば、必ずしもそうじゃない部分もあるわけですよ。個々の園のいろいろな…。

・委員

私立幼稚園とすると10月15日は募集要項を出さなければならない。このペースでやっていくと……。私は、ある程度、新制度になったらこうなるよということは、決まっている部分については保護者にお知らせしていますが、そこら辺がまだあいまいでなかなかお知らせできていない幼稚園さんからすると、このぎりぎりの日程で、変な話、保護者の方に怒られます。幼稚園の中のお誕生会を変えますというのだって、1カ月、2カ月前に言ったのでは遅いというふうに、えらいお叱りを受けるぐらいなので、保育料その他すべて入ったいろいろなことがすべて変わるのが、ここまでずれ込んでいて、27年4月スタートというのは、幼稚園ははっきり言って相当厳しいです。

・事務局

例えば、(資料46の)事務局の欄に、6月のところに幼稚園等意向調査という項目がありますよね。ご承知のように、今、国のほうでも結局は幼稚園の対象者のほうに国として意向調査をかけるということを行っていますよね。

・委員

予定はずれていますよね。連休明けに公定価格と言っていたのに、連休明けどころじゃなくて全く出てこない状況ですから。

・事務局

おっしゃるとおりです。今日5月23日この現状でもまだ出ていないわけですよ。ただ、一方で国のスケジュールとして言われている内容を現状でいろいろの中にも落とし込んではいっているのですが、おっしゃるように、確かに国の予定が遅れている実態があるわけです。そういう中でも、私ども東久留米市としては、現時点では、27年4月にスタートすると言っているわけなので、できることを全て準備をしていかなきゃいけないことは致し方ない部分といたしますか、やらなければいけない部分としてあります。

そういうことを鑑みたときの話として、いわゆる手続きの話なので、これは条例ですので議会の承認が必要な内容ですから、そうすると、9月……。もう今の状況では6月議会は到底できないわけですから、そうすると9月に向かってということで、事務局対応としてお話をしているところですが、まさにここにもありますように、9月に運用基準案など条例提案をするということは、スケジュールからすれば、8月中旬ぐらいまでにはそういった内容が固まっていなければいけないということを考えますと、本当に〇〇委員がおっしゃるように、これは私ども東久留米だけではないわけですが、やはり各自治体ともこのスケジュールに関しては非常にタイトで、本当に厳しいなということを感じているところです。

ただ、今日のこの時点では、国の考え方は27年4月にスタートするとなっておりますし、またここ数日間、やはりいろいろな新聞報道等も随分出ています。その新聞報道の内容と新制度の内容は必ずしも一致するわけではありませんが、その新聞報道の書き方も「27年4月にスタートする」ことを前提としての新聞報道等もありますので、本当にそういった点では、私どもはこの東久留米の27年4月に向けてスタートすることを前提としての新聞報道等もありますので、そういった点では私ども、この東久留米の27年4月に向けて、いずれにしても準備していかなければいけない。

一方で今、〇〇委員をはじめそれぞれ事業者の立場でご参画いただいている方々にとっては、この27年4月スタートということがいったいどうなっていくのだろうかということは、本当に実態として、また実感として、情報がまだ不十分な中での話なので、どうなっていくのだろうかということはあるわけですが、これらは私どもとしてもこれ以上の話ができないものですから、そういう中でできることを皆さんと一緒にやっつけていかざるを得ないというところですね。

・委員

幼稚園等意向調査回答が6月下旬になっていますが、この段階で公定価格が出ていなくても、意向調査の回答ということにはなるのですか。

・事務局

公定価格の予定が、今日はちょっとまた情報を見ていたら、今月の国の子ども・子育て会議で、公定価格に関する決めするのだという情報が出ていたんですね。今日NHKのサイトのほうには、一応現状として幼稚園の保護者負担の上限の話とか、それから保育所の保護者の負担の内容などが、一部報道されていたものがありました。

ただ、これが今のこの内容から見ますと今月下旬の国の子ども・子育て会議でというふうになっていますので、まずはぎりぎりでも今月下旬の子ども・子育て会議でいわゆる公定価格という部分として決定される運びになるのだろうと思っはいるところですが。

・委員

国が出て都から市になるんですよね？

・事務局

1つあるのですが、今事務局が説明したとおりですが、新制度における情報という中では本当に遅れていると思います。その1つが基準の省令も遅れました。そして、幼稚園の事業者の方々、保育園の事業者の方々も、公定価格に関しても情報が遅れています。そういう中で、幼稚園に関して言えば、認定こども園化するのか、いろいろなご検討が遅れているのも事実あります。ただ、今回のこの基準という、市で定めなくてはいけない基準というのは、例えば公定価格が幾らだから保護者の負担金がこうなりますよというような情報は、この基準には載せないのです。特定教育・保育施設が例えば運営していくにあたって、こういったことを守っていかなくてはなりませんよ、こういったところに参酌していかなくてはなりませんよという状況が、2ページに書いてあるような状況について条例化する、と。これについては9月になりますよというのが今回の私ども事務局としての趣旨なんですね。

かといって、新制度というのは、この条例4本、9月議会で上程しますが、その条例だけではない部分もいっぱいありますので、そこは情報が遅れていることもあって、最終的にじゃあどうなっていくのかというのがなかなか見えづらいよというのが、今のご意見だと思いますが。

・委員

ちょっと条例という、この条例案の中が、ああ、運用基準なんだというのが意外なぐらい、今まで幼稚園関係の新制度に向けて最終的に決める条例の中身が、これだけではとても新制度に向かっいけないはずなのですが。

・事務局

そこが、市として運用基準の条例という意味では……。運用基準というところからすれば、今後示しているのがこの内容なんですね。なので、運用基準については私ども事務局としては、地域性とか変えるところはほとんどないだろうということで、国のほうで示していただいた内閣府令の基準を用いて当市の基準としていきたいという

のが今回ご説明している趣旨です。内閣府が出した布令は何かというと、今日資料として提示させていただいたものです。

・委員

それはきっと9月に出せると思うんですよ、もうそこまではっきりしていれば。

・会長

ちょっとよろしいですか。おそらくこれから決めなければいけない基本的なこととして、まずニーズ調査をやり、量を確定して、それと並行しながら条例ですよ。条例案をきちんと決めないと何もスタートできないわけです。だから条例を9月に決める、と。

・委員

9月に決めるのはこの運用基準だけですよ。

・会長

ちょっと待ってください。それで運用基準を決めながら、大事なことは今度は事業計画を秋までに決めなければならない。事業計画がない限りスタートできませんから。先ほど出ていた5カ年の計画はこれからきちんと決めなければいかん。それを議論しながら決めながら、今言った公定価格とか、それから利用料の問題ですとか、これがスタートの9月頃かね。その場合は募集が早まるから、公定価格とか保護者利用料を早めにきちんと決めてほしいというのはあると思いますが、その辺は9月までの間に一つ一つ決めて、スケジュールとして考えていくことが大事なのではないか。私も実際にやっている立場でそういうスケジュール観で見っていますが、その辺はどうですか。

・委員

私も詳しくないのですが、例えば認定子ども園の関係では、東京都だけが幼稚園型を条例の中に入れてるので、東京都の認定こども園は幼稚園単独型とか、そういう形の事業ができるんですが、埼玉県に行きますと幼保連携型以外は認定こども園として認めない条例を作っているの、私はそういう意味の条例ということを使ったので。

・事務局

認定こども園の認可基準のところは、東京都もしくは中核市という形になるので、本市においては条例制定はしない。東京都に委ねる形になります。

・事務局

それと、今委員がおっしゃったように、東京都自体が現行のままということで、変わるものではありませんので、逆に言えば特にそこに規制といったことはありませんので。

・委員

その中に例の広域調整が入らない、と。

・事務局

広域調整は東京都マター、都道府県マターとして、都道府県のほうでのいわゆる決め事といたしますか、課題としての役割があります。ですから、その調整が遅れて6月が9月になったということもありまして、まだ東京都自体の内容は確認できていませんが、東京都のほうも条例は多分9月になっているのだらうと思います。それは確かにそうですね。

・会長

そうですね。

・事務局

ですから、いずれにしても全体像というものがなかなか見えにくい中で、〇〇委員をはじめ幼稚園を運営されている方々にとっては、この制度の状況が非常にわかりづらい、あるいは判断できない状況があるので、どのようにこの状況が推移していくのか本当に関心事になっているわけですが、いずれにしる今月末を1つの目安として、日にちは書いてありませんけれども、国のほうで子ども・子育て会議の予定があるようですので、そこで公定価格等につわる内容が確定されるのだらうと、今見てはいるのです。

そういったところをちょっと見ながら、また東京都の情報等も得ながらということで、東久留米というよりも、私ども子ども家庭部として、また幼稚園の方々とのいろいろな情報共有をしていきたいと思っていますところです。それらを含めて、子ども・子育て会議の予定なども、これからまたスケジュール等お話ししますが、今後は予定では月1回ぐらいのペースという話がありますが、この子ども・子育て会議の情報共有としても、今後かなり密にいろいろな情報が出てくればそれらを共有することがどうしても必要になるかなと思っていますので、事務局としてはそういうことも考えていかなければいけない状況です。

・委員

事業計画の中に利用定員等も入れるとすると、先ほどから言っているそれぞれ幼稚園が持っている認可定員ではなく、利用定員というのを出してこの会議でそれを決めるということは、変な話、私たちの認識からすると私学審議会と同じぐらい重い会議ということになりますので、私学審議会で認められた認可定員なんて関係なくどこかに飛んでいってしまっ、市の子ども・子育て会議で自分のところの幼稚園の利用定員を認めてもらうみたいな流れになってくるはずなんです。

・事務局

ある意味、今の委員のご発言はかなり控えめなご発言かなと思いますが、当然この子ども・子育て会議で承認行為といいますか、それを定員として認めていくということは、我々事務局としても幼稚園の皆さんからきちんとした情報を確認させていただきながら、その情報を皆さんのほうに諮るわけですから、そういった点では、そこに何ら疑義とかそういったものを挟まないありのままと言いますか、そういった情報として幼稚園の確認した数字をお出しすることもあると思います。

その辺のところは、今ちょっとここで言うことではないかもしれませんが、この子ども・子育て会議としても、それは基本的には今の利用実態ということでご承認いただける数字になるかと思います。

・会長

よろしいですか。この運用基準の議論を進め方は、今日段階ではこれでよろしいのですか。スケジュールのところでは今度は具体的に出てきますね。

・事務局

それでは、今の議題の市の定める運用基準等につきましては、今日のところは分量も多いことをございますので、ご説明を兼ねて資料のご提示させていただいたということで、先程来お話に出ておりますが、9月に市として条例を提案していくにあたりましては、逆算していきますと、次の6月下旬の会議のあとはパブリックコメント等行いながら、6月下旬の会議においてはこちらのほうを決定しつつ事務を進めていきたいと考えております。

ほかの基準等も含め、国の情報を集めながら今、事務局からもご説明がりましたが、事務局としてできる限りの資料等のご提示をしながら進めていきたいと考えております。

4 今後のスケジュール（案）について

・事務局

では、引き続きまして、資料46を用いまして、次の議題「子ども・子育て支援新制度実施までのスケジュール（案）【平成26年5月23日時点】」をご説明させていただきます。

こちらは先程来お話がございますが、あくまでも平成26年5月23日時点ということで、今わかる範囲ということで提示させていただきます。今後国の動き等を含めまして、特に先の予定におきましては前後する可能性があることをご承知おきいただきたいと思います。

では、本日の会議のところからご説明させていただきます。5月のところですね。左に「子ども・子育て会議」、下に「事務局」、その下に「市民等」とございます。5月の子ども・子育て会議をご覧いただきたいと思います。本日は第2回の会議ということで、「量の見込み」については先ほどご提示させていただいた部分についてはご了承いただいたということでよろしいかと思います。運用基準等の内容説明については、

今回内容説明ということで次の議題に進んで、ただいまスケジュール（案）の提示をさせていただいているところです。

その下にいきまして、「事務局」のところでは、本日ニーズ調査報告書を配付させていただいたところです。それから運営基準等の条例の準備を事務局として進めているところです。次に6月のところに入ります。来月下旬に第3回目の会議を予定させていただいております。こちらの議題としては、運用基準等の内容説明として今回ご提示させていただいたものを含め、そのほかの基準等をご提示することができればと思います。先ほど事務局から話があったところでありまして、支給認定の関係のところとか、学童の放課後児童健全育成事業に関わるものでございます。それから事業計画のほうにまいりますと、ここで「量の見込み」がニーズ調査結果から算出するものについては2つ、学童、保育所の一時預かり事業を除きましては、これで決定ということになっておりますので、今後は確保方策について案を提示できればと考えております。また、「その他検討事項」ということで、急ぎでご審議いただくこと、またご意見をいただくことがありましたら、その件も議題とさせていただきたいと思っております。

事務局としましては、その下、先ほど〇〇委員からお話ございましたが、幼稚園の意向調査ということで、6月中旬に予定させていただいているところですが、直近の国の情報によりますと、先ほどお話がありました公定価格の提示と幼稚園等への意向調査は併せて行われる予定ということで国から来ておりますので、公定価格が示される前に意向調査をする予定は今のところないと思っております。

それから下に行きまして「幼稚園等の今後の検討」。それから6月5日から6月議会が始まる予定です。大体3週間ぐらいを期限として、幼稚園等の意向調査の回答をいただく予定としてありますが、このところは国の公定価格の提示や意向調査の通知等が遅れております関係から、ちょっと後ろのほうにずれる可能性はあるかと思っております。

次に、7月の予定でございます。7月下旬に第4回の会議を予定させていただいております。こちらにつきましては、運用基準と先程来ご説明させていただいているものについてご説明させていただきながら、事業計画における確保方策などを決めていきたいと考えております。また事業計画の案の骨子等を社会構想研究所さんからご提示いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。事務局としましては、やはり運用基準につきましてパブリックコメント等もできればと考えておりまして、そのご意見等を踏まえてたうえでの会議開催を予定させていただいております。

続きまして8月です。8月以降につきましても、国の情報等の動きがある中ではっきりとした議題の内容はここではご提示できませんが、基本的に事業計画案を検討していくのは間違いのないということ、「その他検討事項」ということでその時その時にご審議いただかなければならないものとか、ご意見をいただく必要があるものについて議題として挙げさせていただきたいと考えております。基本的には、8月以降そのような形で、大まかな事業計画案の検討と「その他検討事項」という内容の会議を、11月までは下旬を目途に開催を予定させていただきます。

9月の「事務局」のところでは、先ほどお話ございましたが、運用基準等案（条例）

の提案ということで、9月議会に提案できればという予定を今のところ考えております。また、市民の方の周知ということで、6月とか9月に予定を入れさせていただいているところでありまして、事務局としましても市民の方になるべく新制度をご理解いただきながら、スムーズな新制度の移行について準備できればと考えております。

1つ注意点というわけではないのですが、10月の子ども・子育て会議の中に「事業計画（案）の検討」というものがございしますが、11月以降にはその「事業計画（案）の検討」は今のところ入っておりません。できれば10月下旬の会議において、ある程度事業計画案の全体像が見えるものを決定していきたいということを、大まかなスケジュールとして考えております。私のほうから、「スケジュール（案）【平成26年5月23日時点】」というところについてのご説明は以上でございます。

・会長

今後のスケジュールについて、それから月々何を検討するかということについてのご説明があったと思います。6月の子ども・子育て会議で議論する内容については、この運用基準と先ほど出ていた学童、それから先ほど精査中と出ていた内容についても議論をされますね。これが中心になってくるということでもよろしいですね。その点でもよろしいですか。

そうしますと、条例案のほうの内容がパブリックコメントに出されるという考え方ですね。

・事務局

6月下旬までにこの会議においてご提示できたものによりまして、パブリックコメント等を行いたいと考えております。

・会長

それを受けて7月にもう一回これについて議論するということですね。

・事務局

ご意見等も併せてご提示できると思います。

・会長

そういう流れのようですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

・委員

国のほうがまだはっきりわからないのであれですが、僕がちょっと聞いた話では、保育園を今利用している人に関しても一回また申請し直しというか、また全員出すんですよね。

・事務局

今回お配りした基準案の中に出ていますが、今度、支給認定書というのができるんですね。支給認定書があって、その後利用調整という形になります。ただ、これについてはどういった事務処理をとるのか、また支給認定書がどういったレイアウトになるのか等々まだ情報が国のほうから一切下りてきていません。なので、例えば経過措置か何かで今もう保育園に入っていらっしゃる方、これは幼稚園に入っていらっしゃる方も支給認定書は必要になりますので、こちらについては例えばあるものについて出すのか、それとも全員申請を受けて全員に発行しなければいけないのかという情報等もありましたら、またこの場で報告させていただきます。ただ、今の時点で、じゃあ今入っている方々に支給認定書を取得するために申請書を書いてもらうのか、もらわないのか支給認定書を出力するのか、しないのかという情報は持ってありません。

・委員

ここがどういうふうになるのだろうかというのが、保育園利用者とか親の一番不安なところとか。実際に申請し直すことで外れるんじゃないかと思っていらっしゃる方もいたり、はっきりわかりませんが、例えば8時間と11時間の枠が今度なっていくわけですよね。そうなったら今度はどういうふうになっていくのかとか、そういう部分の不安がいっぱいあるわけです。そういうものを受け止めてくださいと言っているところが、それでもまだ定まっていないから説明する内容もまだそんなになんないということもあるのでしょうけれども、例えば9月の「新制度市民周知」とあるので説明とかもあるのだろうと思いますが。

・委員

どこまで盛り込むのですか。はっきり言ってお伺いしたいです。

・事務局

スケジュールで、私たちとしてもこういうのをお示しするときに非常に心苦しいのは、私らのところにもなかなか情報が来なくて、私どもとしても市民の方々であるとか、利用者の方々になるべくわかりやすい形で情報を提供したいと思うのです。今ほとんど情報がないなかで、国のパンフレットみたいな制度について周知したところで、多分実感がわからないという現実があるんですね。なので、私らとしても国の動向はいつも注視していますし、ある程度確信が持てる情報がある段階で、幼稚園の利用者の方々、保育園の利用者の方々、また市民の方々にきちんと情報提供してまいりたい。ただ、今回の新制度の市民周知……。

・委員

これはどこまで周知するのか。

・事務局

今回たまたま条例を9月議会に上程するにあたって、それと併せて一回制度について周知がしたいね、という形で今回ちょっとスケジュールには載せさせていただきました。市民の方々が知りたい情報があれば、当然もっと早く、私らも何かしらの手段をとって広報紙や何か、もしくは利用者の方々に、幼稚園、保育園にマス刷りなりパンフレットなり作ってお配りするのは別として、周知のほうを……。

・委員

幼稚園の保護者は、認定証みたいなものとは非常に無縁の世界なんです。保育園の方のほうは一応両親の勤務証明を出したことがあり、なおかつそれで保育料が決まっているという経験がある。幼稚園の場合は、所得に関係なく一律保育料を支払ったあとに6月頃補助金の申請をして、各家庭の所得に応じて後付けで補助金が下りるという経験しかしていないので、私はうちの幼稚園の保護者に「今まではそうだったけれども、新制度になれば前倒しになって、家庭の家計により最初から2万幾らの保育料が2万円になるお宅もあれば、1万5千円になるお宅もあるという形で月々の支払いが決まります。つまり、保育園の方の支払いと同じになります」という説明をしても、幼稚園の保護者は同額払ってきたから相当混乱が大きいんじゃないのかと思うので、ひょっとして補助金を6月頃に出す頃に簡単な説明文でも出してあげないと、27年2月か3月に、家庭の所得の課税額なんかを出してもらって、「お宅はこの等級ね」というのを理解しにくいと思うんです。

・事務局

おっしゃるとおりだと思います。そういった中で、先ほども〇〇委員からお話があったとおり、幼稚園の利用料金、保育園の保育料を決めるベースとなる公定価格が示されて所得段階が何段階になるのか見えない中で、じゃあ、どういった情報が今出せるのかというのは、私どもも危惧しているところなのです。「来年4月からは制度が始まるよ」というのは、当然、ある程度マスコミ等を通じて周知されている中で、今は、じゃあ、中身はどうかということところが追いついていないところがありますから。ただ、当然情報は混乱を来さないように、ある程度確信が持てる情報じゃないといういろいろな不安を煽ってしまいますので。ただ、私どもとしては情報提供というのは本当に必要だと認識していますし、どこかの段階で……。

・委員

公定価格が出なくても、支払い方法が変わるといぐらいはお知らせしないと、相当混乱すると思います。

・事務局

NHKのニュースサイトの情報なので、まだこれを言うわけにはいかないのかもしれませんが、ちょうど今のお話のように幼稚園の場合は5段階、保育園の場合には8段階ということで、その金額も上限の金額ということがNHKのニュースサイ

トにあるんですよね。あるのですが、これは今後、国の子ども・子育て会議で決めていくという状況だろうと思いますので、今日のところはまだ……。あくまでもNHKのニュースの状況の中に入っていた内容として、今ちょっと把握はしたのですがこれが今後……。

・委員

6月のこの「周知広報」というのは、希望的観測で何を出すかもわからない。

・事務局

今、事務局が申し上げたように、ある意味、現状のいわゆる制度のもともとの概要、それから今の私どもの状況といいますか、今の状況というものが基本になりますので、踏み込んだ周知はまだできないんですよ。ただ、今この段階でこの現状のことについて、まずは市民の方々に周知させていただく予定です。あくまでも、本当にまだ入り口の内容ということになります。

・委員

やっぱりというか、僕もここに出ささせていただいて、自分の所属する連合会のほうでも報告したりしますが、報告といっても難しいじゃないですか。本当にしっかり勉強してやっていかないとわからないわけですし、ここに出ささせていただいていますから、こちらからも情報がいただけますが、やはり市の制度が変わるところでは、市のほうで、ここで広報のほうでもシステムがありますが、やっぱり今現に認可保育園を利用している人たちには、広報とはまた別に、こんな形でやっていますみたいな報告とか、あるいはこういったスケジュールだとか、そういうものはお知らせしたほうがいいと思うんです。

まあ、これは新制度の審議については9月になっています。国の動きによって、これが7月になるのかわからないですが、ただやるときには一回限りではなくて複数回はやっていただきたい。このあいだの連合会でも言ってきましたが、やはり今までの東久留米市の保育行政に関する説明会に関しても、本当に市の考えていること、やりたいこと、そういうことを理解するためにもやはり1回限りではなくて複数回やっていくなかで、お互いの理解を深める場になるのではないかと思いますので、そういった部分も入れていただきたいと思います。

・事務局

先ほど事務局がちょっと申し述べましたように、やはり各関連施設とかそういったところを通して、市側でできる資料、例えばチラシみたいなものができれば、そういったものをご協力いただいて配布させてもらうとか、ちょっといろいろなことを考えていきたいと思います。

・会長

時間が迫ってきましたが、今日のところは全体のスケジュールと、そこで何が検討されるかということを含めて、よろしいでしょうか。おそらく利用者にとっては、やはり公定価格だとか認定のされ方といったことが一番身近なこととして関心が強いのは確かだと思います。

・委員

次回に、資料45の案についてはまたいろいろ話し合ったりするのですが、新しい基準案と現行の基準で変わるものがあるのか。例えば、配置基準とか、そういうことで変わるものは、比較がないと、これだけを見てもわかりにくいものがあるので。

・委員

対照表みたいな形のものが。

・会長

その点はどうか。

・事務局

まず、今回1つ目にお示ししている「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」につきましては、初めてこの制度で市町村の確認をするという行為ができたので、これに似ているものとしては、一応、保育園の認可基準等がありますが、やはり保育園の認可基準は、例えば部屋の面積だとか、人がこれだけ必要だというのが示してあり、こちらは運営していくうえで最低限いろいろなことを確認していきなさいという基準になっているので、いかんせん、これと比べるものが何かと言われると無いというお答えになるんですね。

・委員

先ほど僕がちょっと気になったのは、国基準でとおっしゃっていましたが、職員の配置基準なんかは、国基準というのは本当に昔のあれで、都加算とか市単加算なしの本当に一番ベースじゃないですか。例えば、今の東久留米の現状はそこに都の加算だとか、市単加算だとかいうのもあるわけですね。そういう部分はどうなるのかとか。

・事務局

そういう意味からすると、ここの中に職員の配置はこうやりなさいとか、例えば0歳児に常駐の看護師を置いたときにどうのこうのというところは、ここには一切ないのです。

・委員

家庭的保育事業のところとか、そういうところには……。

・事務局

二番目については、こちらは先ほど事務局の方から説明がありましたが、認可もあるので、家庭的保育事業などは認可が市町村に下りてきたので、いわゆる面積基準であるとか、職員基準が入っている。前段の幼稚園であるとか認可保育園については、これで認可をするわけではないので、わかりやすく言うと部屋の面積とか職員数はこちらのほうの情報に無いという形になります。

・委員

でも、例えばの話、この4ページの6番、例の第6条あたりなどに、よく私立幼稚園が非常に悩む応諾義務という部分についてここにしっかりと出ているので、この新制度の地域型給付に入れろという部分について、若干の比較表みたいなものはできなくはないと思うのですが。

・事務局

例えば、ここの第6条に関して言えば、利用申し込みがあった場合、簡単に言えば選考方法をどうやるかということです。第2項に書いてあるのは1号認定なので、どちらかという幼稚園さんという形ですね。第3項については保育園の選考方法という形がうたわれていると思いますが、その比較表ですか。現在保育園であればこんなように選考していますよというような資料を示す……。

・事務局

補足でございますが、この第6条については冒頭にあります国基準に従うべきものと、参酌するものと大きく2種類あるのですが、こちらにつきましては従うべきものに該当するので、国基準、いわゆる全国的にこれを変えるところはまずないという…。

・委員

変えるというのではなく、特定教育・保育施設の中に入る前の基準ということになるという認識をしっかりとしないと。この少子化の時代、自分のところの建学の精神と考え方が違うからと言って、選考基準でお入りいただけないことがある幼稚園はないとは思いますが、でもやはり今まではそういう義務が課せられてはいなかったもので、定員100人で50人しか来ないけれども、お宅のお子様を預かるには当園では考え方が違うなり、教育方針が違うなりということで選考してきたはずなので、それが定員に満ちていない場合には、新制度の施設型給付を受ける施設になった場合には縛りがかかるというのは非常に大きな変更になるように私は思うので。

・会長

移行する幼稚園はかなり縛りがかかるでしょうね。

・事務局

今回施設として、事業者として、重要事項説明書や書面をもって事業者と取り交わすとか、いわゆるサービスの明確化というのですか、そういった形で行っている運用基準ですね。

・委員

おそらく保育園の利用者として一番懸念しているところは、制度が変わることで、例えば今利用している保育園の先生の配置人数だとか、今では正規の保育士だけではなく朝とか夕方とかはパートの先生たちもいっぱいいますよね。そういった人数とか、そういういろいろな保育の態勢が、制度が変わることによって変わるのかどうか。最低限今までと同じ維持はしてほしいという部分。あとは保育料に関しても新制度になったことで高くなるのかとか、そういうことが一番心配するところです。去年の会議でも僕は発言したと思いますが、最低限度の今の態勢は維持していただきたいという部分が強くあります。だから、それが例えばこの中にはちょっとわかりにくいところがあるので、そういう意味で、さっき今のところと、この制度が変わったところで、比較できるようなものはないのでしょうかということをお聞きしたいのです。

・事務局

そういう意味からしますと、当然どこかの段階で、それは利用者の方々に説明する責任からも、現行と今後こうなりますというものは比較していく必要性はあると思います。ただ、この基準という範囲の中に関しては、比較するのはなかなか難しいというか、ないのかな、と。先ほど言ったとおり、今回のこの運用基準も市町村が定めて確認するというのは、サービスの明確化と公正性に関するものの2点になりますので、そういった意味で初めてこういった条例を制定していくという形になります。

・委員

でも、これをしっかり読んでいけばもっと詳しい、比較というわけでは……。幼稚園なんかは、さっきもお話したとおり、定額の保育料を払って後から補助金を貰った保護者に関しては相当違う内容が書かれている。それをしっかり読み解いて。この文書だけをポンと保護者の方にお出ししても厳しいものがあるので、先ほどのお話だと、これをほとんどそのまま東久留米の今回の条例にお使いになるということですから、もっとわかりやすいように。比較といたら前のものがないかもしれない、比べるものがないかもしれないけれども。わかりやすいようにという意味です。

・事務局

時間的な段階ということで、先ほど言ったように、今、例えば今幼稚園で利用者に対してパンフレット等あって、入園する場合の内容とか料金はこのぐらいだとか皆さんそういうことを考えていますよね。当然利用するにあたってのチラシがある。じゃあ、今度新しい制度になったときに、簡単に言えばそういったものがあれば一番いいわけですかね。新しい制度を利用するにあたってこうなりますよ、みたいなものが。

・委員

もっとはっきり言うと、各幼稚園が持っていた保育料が平らになるという、つまり公定価格の件についても、私立の幼稚園に通っている保護者にはなかなか理解しがたい部分があるんですよ。

・事務局

幼稚園の方々から言えば、その幼稚園独自のものに関してはいわゆる上乘せという徴収の部分もありますが、ベースとなるところは一緒になるんですよ。本当に料金として一緒になる。その部分がおそらく今月末に1つの方向として出てきますので。

・委員

もちろん、そうなんです。この中にも、そこを読み解いて現行と違う部分というのは相当……。

・事務局

そういった部分に関して、その中で読み解く部分はちょっと出てこないのかもしれない。

・事務局

それは事業者さんのほうに……。

・委員

もちろんそうなんです。

・会長

利用者の問題じゃないんじゃないですか。

・事務局

その先には当然利用者がいるのですが、あくまでもこれは事業者さんが今回新制度に乗っかっていくにあたって守るべき、また参酌すべきルールということですから。

・事務局

もうちょっと段階がいけないと、例えばそういう要望に対しての示し方はできないのかなというところがあるのです。もうちょっと先に行かないと、今おっしゃったような話がちょっと資料としては……。

・委員

変な話、私でも、例えば今認定こども園をやっていますけれども、年度初め、入園のときには短時間利用児であっても、認定こども園というのは保育園と違って、そのあと保護者に就労なりが出てきた場合に、在園しながら長時間利用に変わったりできるわけです。そういう場合の手続き的なことについても、入園のときのことは都のほうに出たり、国のほうに出れば、「ああそうか、認定書というのを持って市役所のほうに行って、その家庭の家計というか納税の状況を見て保育料が決まるのだ」というのはわかりますが、今度そこが長時間利用に変わったり、短時間利用に変わったりというのが認定こども園なので、そういう在園中の方についての流れなんかもちょっと想像がつかない。そういうのは保育園にはないはずなんですね。保育園は、結局は、保育に欠けるという要件がなくなると年度末には退園しなければならないところがありますが、認定こども園は保育の要件に欠けるというのがないから、両親の就労の片方がなくなった場合には短時間利用になったりするというのは今でもやっていますから。

・会長

そこら辺どうですか。繰り返し議論になっていますが、いわゆる幼稚園関係の場合はあくまでも建学の精神について今の制度で行くという部分と移行する部分が出てくるわけですね。移行する部分の中で、例えば途中から移行するとか、あるいはまた戻るとかいろいろな形態が出てくるという話でしょう？

・委員

長時間利用か短時間利用かという。

・会長

ですから、その辺のところは次の段階のような気がするんです。というのは、最初は今回の条例で変えるところは、事業主にとって移行する場合はどういうところをきちんと整備しなければならないかということの問題なんですね。

・委員

それは認定こども園に移行というのではなく、施設型給付になるときですね。

・会長

そうです。そここのところが基本だと思います。その次に出てくるのが、今言った利用者の公定価格だとか。

・委員

ただ、説明とか出てくるものだから、早く説明してもらわないと、変な話、園児募集の時期になってしまうし、それと大はずれの園児募集要項なんかを夏のうちに用意したとしても意味がなくなってしまう。

・会長

その辺はどうですか。

・事務局

本当にこれは、先程来言っているように、現状が現状なものですから、とにかくこのところが、この先の内容としてどのような取り組みができるか。まず今日の時点ではまなかなか具体というふうにならないので申し訳ないのですが。

・会長

国のほうもまだそういう具体的なことがはっきりしないという状況がありますので、もう少しするとそれが見えてくる可能性がある。というのは、国のほうも例えば幼稚園関係ならいつ頃から具体的な作業をしなければいかんということはわかっていると思いますので、それに併せて今出たような問題はこの6月にかけてかなり整理がついてくる可能性があるかと、私は見えています。

・委員

ひとつお伺いしたいのですが、どこまでずれ込んだら平成27年4月に開始しないことになるのか。ズバリお伺いしたいぐらいなんです。

・事務局

それは無理です、本当に全くわからないです。

・委員

連合会の代表としますと。

・事務局

本当に我々は全くわからないので、こればかりは国のほうでどう判断していくかということだけですので。

・委員

実際に、でも平成27年10月に消費税が10%にならないと財源確保というのは。

・事務局

つまり、やらないとは言っているんですよね。確かに法制度の中では「消費税が10%にならないとこの制度はやらないんだ」というような話になってはいるんです。

・委員

最初はそういう話でした。

・事務局

ただ、昨今の情報の内容を見ると、現在7千億を確保しているという言葉があつて、今この7千億を財源として新制度に向けて国として進めていくという、それで残りの部分については予算で確保するのだという言い方をしているんですね。ですから、そのところが制度との不整合という意味では、もし実施するというのであれば法律を改正するというような話は、随分前に国の子ども・子育て会議で国の担当の方が討論されていたことがありましたけれども、いずれにしてもそのところはまだ不透明ですよ。だから、私どもというよりも、本当にこの制度自体、今委員がおっしゃったようなことに関して全くわかりませんので、どうにもなりません。

・事務局

私どもとしては平成27年4月に実施という情報しかないのです。いろいろなことをマスコミでは騒いでいるかもしれませんが、国から言われたのは27年4月に実施するので市町村は準備しなさいという、それだけです。

・会長

その辺のところはいろいろと、法律にはもう定められていることは確かです。法律の定めで、やらないとすれば再度法律を改正しなければいかんという事態になりますので、その辺のところは国がどう判断するかということだと思いますので、とりあえず今出されている課題について一つ一つこなしていくということが、現時点で我々に課せられた役割だと思います。いろいろな議論はしますが、ぜひ一つ一つの課題をこなしていくということで進めたいと思いますので、よろしいでしょうか。

それでは、まだ意見や質問等疑問があろうかと思いますが、時間が超過しましたので。

5 その他

・事務局

では、最後に少しだけ、次回の審議内容についてです。スケジュール（案）で先ほどお示しさせていただいたとおり、次回は6月下旬に会議の開催を予定しております。議題の内容としては、運用基準等の内容説明と、確保方策（案）のご提示、その他ご審議ご意見をいただかなければいけない事項ということで予定しております。

また、先日、今回の会議の事前配付資料をご送付させていただいた際に、前回の会議の会議録について何か変更等ございましたら、6月2日までに事務局までご連絡くださいということにさせていただいていますので、何かありましたら事務局のほうにご連絡をお願いします。

・会長

事務局のほうから説明がございましたように、議事録の修正問題を含めて、今後の日程等々については、会長、副会長、事務局方と相談しながら決めさせていただきたいと思います。案が決まりましたら、また事前に皆さんに連絡し、最終的に決めると

いう方法をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

・委員

そうすると、次回までの私たちの宿題は今日いただいたこの記事にまず目を通して
くると、ただ4つ出るうちの学童のものを今日は貰っていないので、それは6月
には出るのか。この2つだけですか。

・事務局

先ほど言ったように、合間にできる情報提供はさせてもらおうと思っています。学
童のことに關しては、今精査中ということで冒頭申し上げたとおりなので、この辺の
精査の内容などをこなしながらといいますか、それを本当に精査しながら、一方で学
童の運用基準等については今お示しできるものは……。官報は出ていますが、官報の
内容は事務局のほうからメールなり何なりでお知らせをしながら、何か方法を考えて
情報提供したいと思います。大体そういうところでいいですか。

・委員

では、その送られてきたものと、今日の2つのものを読んできて意見をまとめて考
えていいでしょうか。

・事務局

読んでいただけるのは本当に恐縮でまたありがたいことですが、次回のときまでには
できたらそういったところをちょっと見ていただきたいと思っています。次回につ
いては、やはりその内容についてまた意見等をいただきながらということで、次のス
テップとしてはその内容についてパブリックコメント等の予定などがありますので、
次回の会議等で概ねご了承いただいた段階で、次のステップに移りたいと思っていま
す。

・委員

市民の周知広報の部分についても、決まったものは事前にお知らせいただけますか。

・事務局

広報の発行日は6月1日、6月15日が号として決まっていますので、今6月15日
号に掲載を予定しております。ただ、内容については先ほど申し上げたように、踏み
込んだ内容はありませぬので、いわゆる制度の内容であるとか現状等が中心になった
広報ということになります。

・委員

今日配られたものを見ると一応いろいろ考えてきたいと思うのですが、私は学童代
表なので、小規模保育事業のことについてはもっと詳しい人がいるだろうし、何か会
の最初の頃に、私達だけではわからないことは、必要に応じていろいろお話を聞いて

行おうという話がありましたが、そういうことがあってはこれについてはやらないのですか。幼稚園の意向はずっと書かれています、その辺はどうかかなと思っています。

・事務局

いわゆる国としての取り組みの方針として、特にこの幼稚園の方々への意向確認というのが示されているんですね。

・事務局

多分、幼稚園の意向等調査というのは、「この条例案が幼稚園さんでどうですか」という意向調査ではなくて、「制度が始まったときに幼稚園からは認定こども園化しますか」という……。

・委員

いえいえ、この条例がすごく関わってくるから、皆さんしっかりお読みになって。

・事務局

それはベースにあるのですが、この条例が、例えば「この条項についてどうですか」という調査ではないのです。

・委員

施設型給付を受けるかどうかの意向調査で、認定こども園になるかどうかの意向調査では全然ありませんね。

・事務局

これは国の立場からすると、幼稚園の方々がこの制度に参画してくれるかどうかをある程度把握しておかないと、いわゆる受給との関係とかいろいろ、また経費の関係が出てきますので、そのところで国としても、全国津々浦々の幼稚園の皆さんの新制度への取り組みの考え方を把握しておくという、そういう趣旨だろうと思います。

・委員

どこかの会のときに、必要に応じて公聴会を開いてやりますということでしたので、読んでおくのですが、エリア外のことについての条例になるので、私たちだけでわからないようなことがあるのかなと思って、一応読んでみないとわかりませんが、家庭的保育事業については設備についての基準も入ってくるということで、本当はこういうような話を聞く機会があれば、その意向もなのかな、と。

・事務局

実は、家庭的保育事業の設備や運営に関する基準という形で今回は出してもらいましたが、これが国で検討されるにあたっては当然専門家が検討しています。そこでまたフィルターが掛かっているわけです。家庭的保育事業に関する設備と運営ですが、家庭的保育事業は本市でも副会長もやっています。ただ、その他の小規模保育事業所であるとか、訪問型の居宅事業とか、そういったものはまだ事業者がいないのです。なので、そういった専門家の派遣も国がきちんとした専門家の方々がご意見を述べた中での、この政省令になっていますので、本市は小規模保育事業所とかありませんので、改めてここへ呼んでご意見を聞くことは考えていないと思います。

・委員

学童も同じ考えなわけですね。設備及び運営に関する基準について、学童は学童で既にあるので、そこと比較しながら考えているということなのですね。わかりました。頑張ってきます。

・会長

よろしいですか。

・委員

はい。わかりました。

6 閉会

・会長

ほかは特によろしいですね。次回、検討する内容及び日程については先ほど申し上げたとおりです。少し時間は超過しましたが、今日はこれで終了したいと思います。よろしいでしょうか。では、どうもお疲れさまでした。

以 上